

Japan Tax Newsletter

デロイトトーマツ税理士法人

2023年4月1日号

法定実効税率についての最新情報 ～令和5年3月決算を迎えるに当たり確認～

Executive Summary

- 近年、税率についての改正は、令和4年度税制改正において資本金1億円超の大法人（以下「大法人」）に対する事業税率の軽減税率が廃止されたほかは基本的に行われておらず、法定実効税率についても変更はない
- 我が国の防衛力の抜本的な強化を行うに当たり、歳出・歳入両面から安定的な財源を確保するために、令和6年以降、法人税、所得税及びたばこ税について、付加税等の税制措置が予定されている。しかし、この法制化はまだ先であり、令和5年3月決算における税効果会計の計算に用いる税率には影響しない

1. 法定実効税率の推移

(1) 外形標準課税適用法人（大法人）

外形標準適用法人については、令和4年度中の税率についての改正は基本的に行われておらず（年800万円以下の所得についての事業税率の軽減税率の廃止のみであり（注）のとおり本表では影響なし）、法定実効税率について基本的な変更はない。

外形標準課税適用法人	前期 (令和4年3月期)		当期以降 (令和5年3月期以降)		
	標準税率	超過税率	標準税率	超過税率	
法人税等					
A 法人税率	23.20%	23.20%	23.20%	23.20%	A
B 地方法人税率	10.30%	10.30%	10.30%	10.30%	B
C 法人税率×地方法人税率	2.39%	2.39%	2.39%	2.39%	C = A×B
D 法人税率・地方法人税率計	25.59%	25.59%	25.59%	25.59%	D = A + C
住民税					
E 住民税法人税割税率	7.00%	10.40%	7.00%	10.40%	E
F 法人税率×住民税法人税割税率	1.62%	2.41%	1.62%	2.41%	F = A×E
事業税等					
G 事業税所得割税率	1.00%	1.18%	1.00%	1.18%	G
H 特別法人事業税率	260.0%	260.0%	260.0%	260.0%	H
I 事業税標準税率×特別法人事業税率	2.60%	2.60%	2.60%	2.60%	I = G (標準税率) × H
J 事業税・特別法人事業税計	3.60%	3.78%	3.60%	3.78%	J = G + I
K 表面税率	30.81%	31.78%	30.81%	31.78%	K = D + F + J
L 分母	103.60%	103.78%	103.60%	103.78%	L = 1 + J
M 実効税率	29.74%	30.62%	29.74%	30.62%	M = K ÷ L

〔 令和元年10月1日以後開始
事業年度の税率 〕

〔 令和4年4月1日以後開始
事業年度の税率 〕

(注)

- ・ 住民税法人税割の超過税率は東京都における税率による。
- ・ 事業税所得割の超過税率は東京都における年 800 万円超の所得又は軽減税率不適用法人に対する税率による。大法人に対する年 800 万円以下の所得に対する軽減税率は令和 4 年 4 月 1 日以後開始事業年度につき廃止されたが、本表では影響がない。
- ・ 特別法人事業税は、標準税率により計算した法人事業税所得割額を課税標準とするため、事業税所得割の標準税率×特別法人事業税率の算式により法定実効税率を計算する。

(2) 外形標準課税不適用法人

資本金 1 億円以下の外形標準課税不適用法人については、税率の改正は行われておらず、次の図のように法定実効税率も変更がない。

外形標準課税不適用法人		前期 (令和4年3月期)		当期以降 (令和5年3月期以降)		
		標準税率	超過税率	標準税率	超過税率	
法人税等						
A	法人税率	23.20%	23.20%	23.20%	23.20%	A
B	地方法人税率	10.30%	10.30%	10.30%	10.30%	B
C	法人税率×地方法人税率	2.39%	2.39%	2.39%	2.39%	C = A×B
D	法人税率・地方法人税率計	25.59%	25.59%	25.59%	25.59%	D = A + C
住民税						
E	住民税法人税割税率	7.00%	10.40%	7.00%	10.40%	E
F	法人税率×住民税法人税割税率	1.62%	2.41%	1.62%	2.41%	F = A×E
事業税等						
G	事業税所得割税率	7.00%	7.48%	7.00%	7.48%	G
H	特別法人事業税率	37.0%	37.0%	37.0%	37.0%	H
I	事業税標準税率×特別法人事業税率	2.59%	2.59%	2.59%	2.59%	I = G (標準税率) × H
J	事業税・特別法人事業税計	9.59%	10.07%	9.59%	10.07%	J = G + I
K	表面税率	36.80%	38.07%	36.80%	38.07%	K = D + F + J
L	分母	109.59%	110.07%	109.59%	110.07%	L = 1 + J
M	実効税率	33.58%	34.59%	33.58%	34.59%	M = K ÷ L

〔 令和元年10月1日以後開始
事業年度の税率 〕
(変更なし)

(注)

- ・ 住民税法人税割の超過税率は東京都における税率による。
- ・ 事業税所得割の超過税率は東京都における 800 万円超の所得又は軽減税率不適用法人に対する税率による。
- ・ 特別法人事業税は、標準税率により計算した法人事業税所得割額を課税標準とするため、事業税所得割の標準税率×特別法人事業税率の算式により法定実効税率を計算する。

2. 防衛力強化のための税制措置

令和 4 年 12 月 16 日に公表され、12 月 23 日に閣議決定された令和 5 年度税制改正大綱において、我が国の防衛力の抜本的な強化を行うに当たり、歳出・歳入両面から安定的な財源を確保することとされており、税制部分については、令和 9 年度に向け、令和 6 年以降複数年かけて段階的に実施され、令和 9 年度において 1 兆円強を確保することとされている。このうち、法人税については、以下のとおり、新たな付加税が予定されている。

税目	措置案	施行時期
法人税	<ul style="list-style-type: none"> ■ 新たな付加税が課される（以下「当該付加税」） <ul style="list-style-type: none"> ➢ 付加税 = 法人税額 × 税率 4～4.5% ➢ 中小法人に配慮する観点から、課税標準となる法人税額から 500 万円が控除される 	令和 6 年以降 の適切な時期

令和 5 年 3 月 31 日までに、当該付加税についての法案は国会に提出されておらず、法制化はまだ先になる見込みである。

税効果会計においては、決算日において国会で成立している税法に規定されている税率に基づいて計算することとされている（企業会計基準適用指針第 28 号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」第 44 項）ため、当該付加税の見込みが令和 5 年 3 月決算における税効果会計に影響を及ぼすことはない。

3. おわりに

以上のように、令和 5 年 3 月決算に用いる実効税率は基本的に前期と変更ないと考えられるが、防衛財源に係る当該付加税の検討状況や法律成立時期について、いつの決算から影響があるか注視する必要がある。

なお、税効果会計の適用に当たっては、会計基準その他における取扱いを確認する必要がある点をご留意いただきたい。

（東京事務所 大野 久子）

【参考】

[法定実効税率についての参考情報～令和 4 年 3 月決算を迎えるに当たり確認～](#)

Japan Tax Newsletter：2022 年 4 月 1 日号

[防衛力強化に係る財源確保のための税制措置についての最新情報](#)

Japan Tax Newsletter：2023 年 2 月 7 日号

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/japan

問い合わせ

デロイト トーマツ税理士法人

東京事務所

所在地 〒100-8362 東京都千代田区丸の内 3-2-3
丸の内二重橋ビルディング

Tel 03-6213-3800 (代)

大阪事務所

所在地 〒541-0042 大阪府大阪市中央区今橋 4-1-1
淀屋橋三井ビルディング 5 階

Tel 06-4560-8000 (代)

名古屋事務所

所在地 〒450-8503 愛知県名古屋市中村区名駅 1-1-1
JP タワー名古屋 37 階

Tel 052-565-5533 (代)

email tax.cs@tohmatu.co.jp

会社概要 www.deloitte.com/jp/tax

税務サービス www.deloitte.com/jp/tax-services

ビジネスタックスサービス www.deloitte.com/jp/business-tax

令和 5 年度税制改正トピックス www.deloitte.com/jp/tax/tax-reform

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザリー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人、DT 弁護士 法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション 合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市に約 1 万 7 千名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト (www.deloitte.com/jp) をご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド (“DTTL”)、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人 (総称して“デロイト ネットワーク”) のひとつまたは複数を含みます。DTTL (または“Deloitte Global”) ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における 100 を超える都市 (オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む) にてサービスを提供しています。

Deloitte (デロイト) は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、リスクアドバイザリー、税務、法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500® の約 9 割の企業や多数のプライベート (非公開) 企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス (存在理由) として標榜するデロイトの約 415,000 名の人材の活動の詳細については、(www.deloitte.com) をご覧ください。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイト ネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイト ネットワークの公式見解ではありません。デロイト ネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2023. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

